

佐賀市立小中一貫校松梅校「いじめ防止基本方針」

佐賀市立小中一貫校松梅校

1 策定の意義

いじめは、人として決して許されない行為であり、学校は子どもたち一人一人の小さな変化を見逃さず、迅速に対応することが必要である。いじめ防止は、全ての教職員が切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。

松梅校では、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」との基本的な認識に立ち、これまで、①いじめの未然防止、②いじめの早期発見・早期対応、③いじめの再発防止に取り組み、いじめ防止に努めてきたところである。

いじめの問題が社会的に大きな関心を集める中、国においては、いじめ対策を総合的に推進し、もって児童生徒等の教育を受ける権利の擁護並びにその健全な心身の成長及び人格の形成に資することを目的として、いじめ防止対策推進法（国基本方針）を策定し、国としての指針が示された。そこで、本校では、国基本方針、県及び市基本方針を参酌し、法第 13 条の規定に基づき、松梅校いじめ防止基本方針を策定する。

2 いじめの防止等に対する基本的な考え方

平成 25 年度からのいじめ防止対策推進法の施行に伴い、いじめとは、「児童などに対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。なお、「起こった場所は学校の内外を問わない。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じると、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。」とも定めてある。

いじめの判断については、「表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする」となっている。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響をあたえるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある行為である。また、いじめは、人として決して許されない行為であり、学校は子どもたち一人一人の小さな変化を見逃さず、迅速に対応することが必要である。

すべての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他いじめ問題に関する児童・生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等の対策に関する基本的な考えを、次のとおりとする。

- ・ すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、勉強や行事に楽しく取り組むことができることを目指して行う。
- ・ いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼし生命の危険を脅かす恐れのある許されない行為であることを、すべての児童生徒が十分に理解できることを目指して行う。
- ・ いじめ発生時においては、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することを第一義に、学校、市教育委員会、地域住民、家族その他の関係者の連携のもと、いじめを克服することを目指して行う。

3 いじめの未然防止等のための指導体制・組織

いじめ防止対策推進法が平成 25 年 9 月 28 日に施行されたことを受け、本校に「いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、いじめの未然防止に努めるこ

ととする。

委員会は、以下の内容を担うものとする。

- ・学校におけるいじめの防止等のための対策の充実に関する協議を行う。
- ・学校で発生したいじめについて、支援・指導体制及び対応方針を決定するとともに、いじめの解消及び再発防止に関する協議を行う。
- ・いじめ対策拡大委員会を設置し、いじめ事案発生に対する対応及びいじめ防止対策の充実を図るため、必要と認める場合に開催する。

4 いじめの未然防止の取組

「いじめを絶対許さない」という強い決意をもち、日頃から児童生徒・教職員・保護者間の信頼関係の構築するため以下の取組を行う。

- (1) 生徒指導部会又はいじめ防止対策委員会を定期的に開催し、いじめ防止に対する具体的取り組みを推進する。
 - ・いじめ防止に関する全体計画の作成
 - ・いじめに関する研修会の企画・運営
 - ・児童生徒及び保護者アンケートの作成・分析
- (2) 教育相談主任やスクールカウンセラー（ＳＣ）を中心とした教育相談体制を充実し、いじめ防止を推進する。
 - ・定期的な教育相談の実施
 - ・ＳＣによる積極的な面談の実施
 - ・相談しやすい環境づくり
- (3) 児童会・生徒会を中心とした、児童生徒自身によるいじめ防止を推進するための指導・支援を行う。
 - ・毎月１日（月初め）のいじめ・いのちを考える日の集会における「いじめゼロ」宣言、「いじめ０のやくそく（レインボーさくせん）」の活用
 - ・人権集会における児童会・生徒会主催の体験活動
 - ・文化発表会における、人権に関する発表
- (4) 教職員と児童生徒との日々の関わりを通していじめ防止を推進する。
 - ・児童生徒と接する機会を多く持ち、話を聞き、心の内面まで踏み込んだ子ども理解に努める。
 - ・人権集会を定期的に開催し、教師自らが自己を語り、思いをぶつけ、児童生徒の心の成長を促す。
- (5) 道徳教育・特別活動を通していじめ防止を推進する。
 - ・児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係力の基礎を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。（下記（６）参照）
 - ・道徳の時間を中心として、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度を育成する。
 - ・道徳以外の教科においても、道徳の時間との関連を深め、特に人権意識の向上を図る。
- (6) 体験活動を通していじめ防止を推進する。
 - ・職場体験等の体験的な学習を組織的・系統的に行うとともに、大人の生き方を学ばせ、「人間関係形成能力」「情報活用能力」「将来設計能力」「自己決定力」等の育成を図る。
- (7) 児童・生徒が安心して楽しく活動できる学級づくりを通していじめ防止を推進する。
 - ・Ｑ－Ｕテストを活用し、所属感・満足感を感じる学級づくりのための指導を日々工夫・改善する。
 - ・学級担任、副担任を中核とした組織的な対応で学級経営を行う。
- (8) 情報通信機器を介したいじめへの対策を推進する。（下記 6（３）にて詳説）
 - ・外部講師を招聘し、情報モラルに関する講演会、学習会を行う。

- (9) 保護者並びに地域住民その他の関係機関との連携を深めるため、いじめ対応に係る啓発文書を発行する。

5 いじめの早期発見のための取組

- (1) 相談体制を充実する
- ・年間を通した教育相談を行事計画に位置づけ、定期的に教育相談を実施する。
 - ・S Cによる相談を気軽に受けられるよう、小中同一人物のS C配置している。
 - ・学校以外の相談窓口を配布プリント・学校ホームページ等で紹介し、相談の機会や場所の拡充を図る。
 - ・緊急事態の際は、佐賀市教育委員会に緊急S Cの派遣を依頼し、事案発生から時間を空かせず速やかな相談体制を構築する。
- (2) アンケート調査を効果的に活用する。
- ・毎月1回の生活調査を実施する。
 - ・秘匿性を高めたアンケート調査を児童生徒（年2回）及び保護者（年1回）に実施する。
 - ・アンケート実施後に要配慮事項について学級担任等との面談を実施する。（アンケート用紙は回収し、卒業後3年保存する）
- (3) 児童生徒観察による日々の変化を全職員で共有する。
- ・休み時間、昼食時、放課後等において、児童・生徒の行動の変化を見逃さない児童生徒観察に努める。
 - ・職員連絡会等において、児童生徒の日々の変容についての情報交換を行う。
- (4) 保護者・地域との連携を深める。
- ・学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報について、日頃より、積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求める。
 - ・いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応する。
 - ・いじめの問題に関し学校と保護者や地域の代表者との意見交換の機会を設ける。

6 いじめ事案への対応

- (1) いじめ発生時の対応
- ①被害児童・生徒への対応
- ・いじめを覚知した場合には、いじめ対策委員会を設置し、早急に児童生徒から個別の聞き取り等を実施し、重大事態とならないよう対処する。
 - ・個別の聞き取りにあたっては、人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、身近な指導、悩みを受け止め支える指導を実践する。また、指導経過及び内容を記録する。
 - ・保護者に対して、把握した事実を説明するとともに、解決への具体的な手立てと今後二度と起こらないための指導体制について説明し、理解を得る。
 - ・被害児童生徒を守るために、全教職員に把握した事実を報告し、全教職員でサポートチームを組織し解決に向けた支援を行う。
 - ・養護教諭やスクールカウンセラー及び医師と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信と存在感をもたせる。
 - ・被害児童生徒が欠席した場合には、学習を補償するためのプログラムを作成する。
 - ・家庭訪問を計画的に行い、保護者へいじめ解消についての取り組みの経過を伝えるとともに、児童生徒の不安感の軽減に努める。
 - ・佐賀市教育委員会への報告、関係機関・専門機関への相談・通報等を速やかに行う。
- ②加害児童・生徒への対応
- ・教育的配慮の下事実確認を行い、いじめは許されないという毅然とした態度で指導を行う。
 - ・継続的に指導を行い、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない情操を育む。

- ・家庭に連絡し、指導経過を報告するとともに、家庭と連携していじめ事案の解消及び加害児童生徒の立ち直りに努める。
- ③学校としての取組
 - ・いじめの発見・通報を受けた場合、速やかに組織的に対応し、適切な初期対応に努め、早期解決・再発防止を図る。
 - ・いじめがあった事実を真摯に受け止め、教育環境の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
 - ・学級指導の見直しや授業改善を図りながら全児童生徒が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。
 - ・学校公開や意見交換会を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら、いじめのない学校を構築する。
- (2) 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがある場合は、以下の対応を行う。

 - ① 重大事態が発生した旨を、佐賀市教育委員会に速やかに報告する。
 - ② 当該事態に対処する拡大対策委員会を開催する。
 - ③ 拡大対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、いじめ解消に向けての具体的な対策を講じる。
 - ④ 上記調査結果について、いじめを受けた児童生徒、保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
 - ⑤ 被害生徒の生命・情緒の安定を第一とし、関係機関、スクールカウンセラー等と連携し、立ち直りを図る。
 - ⑥ いじめが悪質な場合には、加害児童生徒に対して出席停止や警察との連携による措置を含め、被害児童生徒の安全・安心を確保する適切な対応策をとる。
 - ⑦ 加害児童生徒の心のケアを図るために、必要に応じてスクールカウンセラーや関係機関と連携した支援を行う。
- (3) ネットいじめに対する対応
 - ① ネットいじめの現状と対策に関する研修をもち、教職員のいじめに対する対応力を高める。
 - ② 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の問題点について、児童生徒の理解を深める。
 - ③ 学校ホームページや保護者向けの文書・リーフレットなど、様々な方法や機会を活用して児童生徒や保護者への啓発活動を行う。
 - ④ ネットいじめを発見した場合、情報削除や発信者への対応など、適切かつ迅速に対応する。必要に応じて、警察署等の外部機関と連携して対応する。

7 いじめの再発防止のための取り組み

- (1) 当該児童生徒及び保護者への対応
 - ・全職員が共通理解・共通対応を行うという考えのもと、被害児童生徒及び加害児童生徒に適宜声かけを行ったり、個別に面談を行ったりするなどきめ細かな観察を継続する。
 - ・3ヶ月間の様子を把握し、いじめ等がなく日常の学校生活にもどり、いじめが解消したかを確認する。
- (2) 全ての職員が関わる指導体制づくり
 - ・いじめは、いつでも・どこでも・だれにでも起こり得るとの認識に立ち、学校全体として取り組む姿勢を堅持し続ける。
 - ・全職員による、いじめ問題にかかる事例研究や研修会の定例化を図る。
- (3) いじめ発生のメカニズムを踏まえた指導
 - ・全ての児童生徒が安心して自己存在感や充実感を感じられる授業づくりや集団づくりに努める。
 - ・全児童生徒のよさを認め、ほめ、励まし、伸ばすことを基本とした生徒指導を実践

する。

- ・「トラブル回避のために自分はどうすべきか気づける子ども」「集団内の他者から認められる喜びに気づける子ども」「自ら進んで他者に貢献することが誇りに感じられる子ども」の育成をめざした指導を行う。

(4) 関係機関との連携

いじめの覚知、その後の認知の場合の佐賀市教育委員会への報告、重大事案発生時の対応等については、いじめ防止対策推進法に照らして、佐賀市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対応する。

地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を浸透させることが大切である。したがって、育友会や地域の会合等でいじめ問題など健全育成についての話し合いをもつことを進めていく。

8 職員研修

(1) いじめ問題についての適切な認識と共通理解に関する校内研修の実施

- ・各種マニュアルや事例等を活用したいじめの早期発見・早期対応に関する共通理解を図る研修会
- ・児童生徒一人一人の状況を全職員で共有し、教職員一人一人に様々な指導方法を身につけさせるなど指導力やいじめの認知能力を高めるための研修会
- ・カウンセラー等の専門家を講師とした具体的な事例研修
- ・安全管理に関する研修会

(2) いじめ問題に関する事例研修会の実施

- ・いじめ問題に関する事例研修会

(3) 教職員の資質を高める研修の実施

- ・自らの言動を客観的にとらえ直す研修会
- ・児童生徒及び保護者との信頼関係づくりに関する研修会

9 取組体制の点検及び評価について

本校のいじめ防止基本方針が的確に運用され、全児童生徒が充実した学校生活を送ることができているかを客観的に確認するため、次の2点を学校評価の項目に加え、PDCAサイクルに基づいて、検証・分析を加えながら改善を行う。

(1) いじめの早期発見に対する取組に関すること。

(2) いじめの再発を防止するための取組に関すること。

(校内対策委員会)

(拡大対策委員会)

校長	校長
副校長 教頭	副校長 教頭 生徒指導主事
生徒指導主事	学校運営協議会委員
校長が必要と認める教職員	育友会役員
	スクールカウンセラー
	校長が必要と認める者

10 いじめ防止に関する年間計画

【未然防止】

- (1) いじめ防止対策校内委員会を設置し、未然防止の取り組みの進捗状況を確認する
(毎月1回程度)
- (2) 専門的な知識を有する講師を招き、校内研修の充実を図る。
- (3) 児童会・生徒会を中心に児童・生徒が主体となったいじめ防止対策に努める。
- (4) 「いじめ・命を考える日」を中心とした取り組みを行い、「いじめゼロ宣言」の活用を行う。
- (5) 人権集会を実施し、教師自らが自己を語るにより児童・生徒の人権意識を高める。
- (6) Q-Uテストの結果を活用し、所属感のある学級づくりを工夫する。

【早期発見・早期対応】

- (1) 友人関係での悩みや不安を教師・友人に相談しやすい体制（教育相談、アンケート、悩み相談箱）を作る。
- (2) いじめ防止拡大委員会を設置し、いじめ防止対策（未然防止・早期発見・早期対応）の充実を図る。
- (3) 教育相談主任・スクールカウンセラーを中心とした教育相談体制の充実を図る。
- (4) 児童・生徒、保護者アンケートを実施・分析し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- (5) いじめへの対処方針、指導計画等の情報について、積極的に公表し、保護者等の理解と協力を求める。
- (6) 生徒指導・教育相談委員会を開催し、児童・生徒、保護者の悩み等の早期発見・早期対応を図る。

月	実 施 事 項
4	・職員会議（情報整理と児童生徒理解、実践に向けて） ・心のアンケート（毎月実施） ・始業式 いじめゼロ宣言(中)、いじめ0の約束(小)〔児童生徒会役員中心〕 ・生徒指導協議会の実施（小中合同と小中別を隔月で実施） ・家庭訪問の実施、情報共有（小）
5	・心のアンケートをもとに教育相談週間の実施及び相談結果の整理と対応 ・Q-Uテストの実施（第1回） ・ぽかぽかの木の取組（小 通年） ・ふれあい集会（中）〔担当を決めて、人権についての話を毎月実施〕 ・情報モラル講演会（5/19）
6	・いじめ防止対策基本方針の周知（HPなど） ・人権集会（小） ・いじめに関わる道徳等での授業実践（小 6月中） ・いじめについてのアンケートの実施と及び結果の整理と対応
7	・いじめ防止対策拡大委員会の開催（7/5）〔本校の現状・いじめ対策の方針〕 ・人権作文（中） ・学期末個人懇談（小）、三者面談（中3）、二者面談（中1・2） （学校生活・学習について・情報交換）
8	・夏季休業中の教育相談的対応（家庭訪問、電話、手紙など） ・校内研修（人権・同和教育 8/22 教育相談 8/26） ・平和集会（8/6 合同） ・始業式 いじめゼロ宣言（中）、いじめ0の約束（小） 〔8/29 児童生徒会役員中心〕
9	・夏季休業中の心配事や悩みなどの情報の共有と対応 ・体育大会に向けて（支えあう学級・学年指導） ・Q-Uテストの実施（第2回 中）
10	・性教育講座（10/2 中）

	・人権標語への取組 文化発表会での発表（小中）
11	・心のアンケートをもとに教育相談週間の実施及び相談結果の整理と対応 ・いじめに関わる道徳等での授業実践（小 11 月中）
12	・Q-U テストの実施（第 2 回 小） ・人権集会、人権標語発表（11/8 育友会と共同で開催） ・人権週間（小） ・学校評価でのいじめに関する保護者・児童生徒アンケート
1	・始業式 いじめゼロ宣言（中）、いじめ 0 の約束（小） 〔児童生徒会役員中心〕
2	・いじめ防止対策拡大委員会の開催 2/14〔活動報告、次年度計画の協議〕
3	・今年度の最終評価確定

いじめ発生時の対応について

R 6 年 4 月 1 日

佐賀市立小中一貫校松梅校

○通常対応

相談、通報、アンケート調査



いじめ防止対策委員会（校内委員会）
調査、事実確認 等 → 覚知・認知

↓市教委、県教委への第1報

いじめ防止対策委員会（拡大対策委員会）
調査、事実確認、対策 等
※必要に応じて、所轄警察署等が参加

↓市教委、県教委へ報告

- ・対応・対策・ケア
- いじめ解消、再発防止
- 生徒が安心して教育が受けられる措置
- 被害、加害の保護者でいじめ事案の情報共有
- 所轄警察との連携

市教委の支援
助言支援等必要な支援、措置
事案の学校調査の検証、再調査



県教委
指導、助言、援助

○重大事態時対応

相談、通報、アンケート調査



いじめ防止対策委員会（校内委員会）
調査、事実確認 等 → 覚知・認知

↓市教委、県教委への第1報

いじめ防止対策委員会（拡大対策委員会）
調査、事実確認、対策 等

※必要に応じて、所轄警察署等が参加

↓校長が市教委へ報告

学校問題解決サポート事業本部
（佐賀市教育委員会）
調査検証、事実確認、指導、支援 等

↓県教委へ報告

県教委
指導、助言、援助

※重大事態とは

- ・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたと疑いがある場合
- ・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

諮問
→
←
答申

佐賀県いじめ問題対策連絡協議会
委員：学識経験者、弁護士、警察、
P T A、被害者の推薦委員等
調査検証、事実確認、対策 等